

福岡県公報

平成30年8月24日
第4020号

目次

告示(第741号)

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1

公告

○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (消防防災指導課) …………… 1

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1

再掲

○特定危険薬物の指定 (薬務課) …………… 2

告示

福岡県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年8月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳川 筑後線	筑後市大字馬間田172番1先から 筑後市大字中折地107番1先まで

公 告

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成28年福岡県条例第33号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

平成30年8月24日

福岡県知事 小川 洋

1 変更の対象となる災害

平成28年熊本地震による災害(平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成28年政令第213号)第1条において特定非常災害として指定された平成二十八年熊本地震による災害をいう。)(平成28年6月28日指定)

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 平成28年6月28日から平成30年6月27日までの間

(変更後) 平成28年6月28日から平成32年6月27日までの間

3 指定の内容を変更した日

平成30年6月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字大藪2740番4並びに字木寄3096番7、3096番8及び3097番

12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原3087番地

佐伯 勝樹

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第740号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成30年8月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) 化学名 メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成30年8月23日